

## 6.11 人と自然との触れ合いの活動の場

### 6.11.1 現況調査

準対象事業実施区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場の状況は「第3章 3.1 自然的状況 3.1.6 人と自然との触れ合いの活動の場の状況」に示すとおりである。

### 6.11.2 予測及び評価の結果

#### (1) 土地の造成

##### (a) 予測内容

準対象事業実施区域周辺の「人と自然との触れ合いの活動の場」は図 6.11.2-1 に示すとおり、青山グラウンドが存在する。

予測項目は表 6.11.2-1 に示すとおりである。

表 6.11.2-1 人と自然との触れ合いの活動の場の予測項目

| 影響要因  | 予測事項              | 予測項目                         |
|-------|-------------------|------------------------------|
| 工事の実施 | 青山グラウンドへのアクセスへの影響 | 人と自然との触れ合いの活動の場（青山グラウンド）への影響 |

##### (b) 予測対象時期

予測対象時期は工事期間中とした。

##### (c) 予測地域

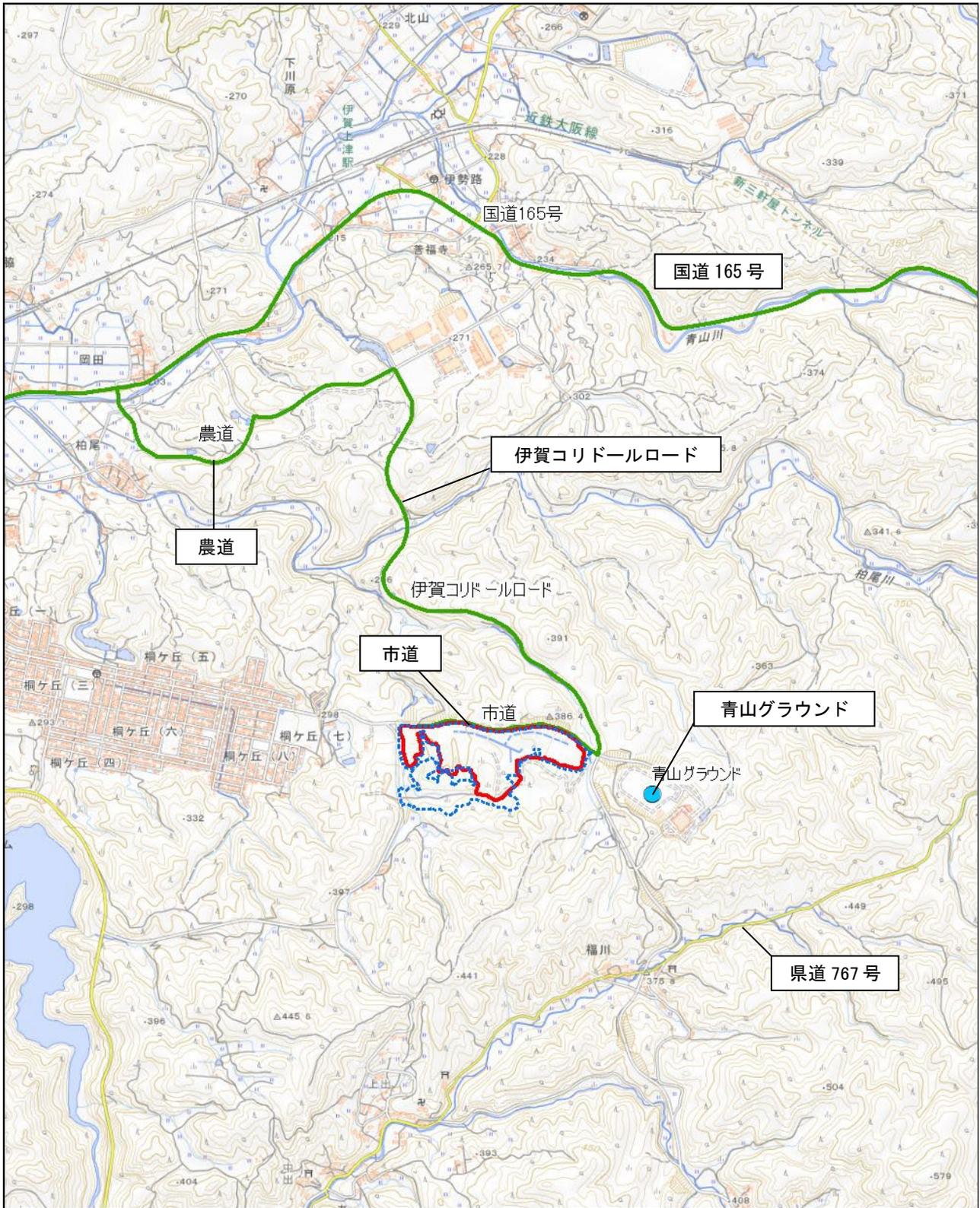
予測地域は準対象事業実施区域とした。

##### (d) 予測方法

準対象事業実施区域周辺の「人と自然との触れ合いの活動の場」は青山グラウンドが存在し、土地の造成に伴う、「人と自然との触れ合いの活動の場」への影響を定性的に予測した。

##### (e) 予測地点

準対象事業実施区域の東方約 150m に位置する青山グラウンドとした。



**凡例**

- 準対象事業実施区域(変更前)
- 準対象事業実施区域(変更後)
- 工事関係車両走行ルート
- 青山グラウンド



0 1 km

1:25,000

図 6.11.2-1 青山グラウンド及び  
工事関係車両走行ルートの位置

(f) 予測結果

青山グラウンドへのアクセスルートは、国道 165 号から市道及び伊賀コリドールロードを經由して到達するアクセスルート及び、県道 767 号から市道を經由して到達するアクセスルート、桐ヶ丘を通過するルートがあると考えられる。

このうち伊賀コリドールロードを走行するルートについては資材等運搬車両が走行することから、青山グラウンドへのアクセスに影響が考えられる。

通行車両台数は小型車 10 台/日（往復）、大型車 20 台/日（往復）程度であり、青山グラウンドのアクセスに支障が出る交通量ではないことから青山グラウンドへのアクセスへの影響は小さいと予測する。また、青山グラウンドが利用されるのは休日が比較的多いと考えられ、休日は工事を実施しないことから、休日のアクセスに影響はないと予測する。

(g) 環境保全措置

① 環境保全措置の検討結果

予測結果より土地の造成による人と自然との触れ合いの活動の場への影響は小さいと予測されるが、より影響を低減するため、表 6.11.2-2 に示すとおり、環境保全措置とその効果について検討した。

表 6.11.2-2 環境保全措置の検討結果

| 対象項目                                 | 環境保全措置   | 効果   |
|--------------------------------------|--|--|
| 土地の造成による人と自然との触れ合いの活動の場（青山グラウンド）への影響 | <ul style="list-style-type: none"><li>・資材等運搬車両の走行ルートは国道 165 号から市道、伊賀コリドールロード及び市道經由するルートを通行し、準対象事業実施区域南側の市道及び県道 767 号、桐ヶ丘の住宅地は走行しない。</li><li>・交通ルールを順守して走行する。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・土地の造成による人と自然との触れ合いの活動の場（青山グラウンド）への影響の低減</li></ul> |

② 環境保全措置の検証及び整理

環境保全措置の検証及び整理の結果は、表 6.11.2-3 に示すとおりである。

表 6.11.2-3 環境保全措置の検証及び整理の結果

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 環境保全措置の対象                   | 土地の造成による人と自然との触れ合いの活動の場（青山グラウンド）への影響  |
| 環境保全措置                      | ・定められた運行ルートへの順守<br>・交通ルールを順守した走行  |
| 実施期間                        | 宅地その他の用地造成事業の工事期間中  |
| 実施主体                        | 事業者   |
| 実施方法                        | ・資材等運搬車両は国道 165 号から市道及び伊賀コリドールロードを経由するルートを使用し、ほかのルートは使用しない。<br>・交通ルールを順守し、スピードを控えて運転する。 |
| 実施範囲                        | 準対象事業実施区域内  |
| 環境保全措置の効果                   | 土地の造成による人と自然との触れ合いの活動の場（青山グラウンド）への影響の低減   |
| 環境保全措置を講じた後の環境の状況           | 環境保全措置を実施することにより、予測結果に示すとおり影響は低減される。  |
| 環境保全措置の効果の不確実性の程度           | 実施可能な措置であり、不確実性は小さい。  |
| 環境保全措置の実施に伴い生じるおそれがある環境への影響 | 特になし  |

(h) 評価

土地の造成による人と自然との触れ合いの活動の場への影響は、表 6.11.2-3 の環境保全対策を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内で、可能な限り回避、低減されていると評価する。